

TERMINOLOGY

【特許明細書・用語考】

第1回

名古屋 裕一郎

特許明細書における特殊用語、いわゆる特許用語の使い方について考察してみました。少々独断的ではありますが、お付き合いください。

今回は、円運動を表す用語にスポットを当てました。

[用語の定義などは、日本弁理士会研修所発行の基本テキスト・特許実用新案法第三版(以下「基本テキスト」)を参考にしました。]

【回転・回動】

「回転」は、基本テキストによれば、一方向の円運動、「回動」は両方向の円運動と定義されています。

「回転」については特に説明は必要ないでしょう。

「回動」に関しては、単に回転運動の略と説明したほうがよいのではないかと考えているのですが、色々な明細書を読んでいますと、基本テキストの定義が一般化してしまったようです。この定義の下では、次のような注意が必要となります。

まず、現在進行形になりにくいのです。進行形ではない「回動する」は頻出の表現です。回転方向を気にせず使えますので、非常に便利なのです。ところが、「回動している」という表現となると、使用頻度は激減します。現在進行で「両方向に円運動している」という状況をイメージしにくいからなのでしょう。

また、「回動」に対する適訳がないことにも注意すべきです。通常は「rotate」か「rotationally move」とでも訳しておけば事足りるのですが、正逆どちらでも回転し得るというニュアンスが強い場合、別の英訳を考えなくてはなりません。外国出願が

絡んだときだけの話しですが。

なお、例えば「回動可能に取り付ける」は「正逆どちらの方向にも回転できるように…」という意味ですから、「回転可能に…」という表現よりも、使用できる場面は多いはずです。「回動可能に」ならば「rotatably」(回転可能にの訳でもある)という適訳もあります。これは小さな辞書には載っていませんが、決して誤記ではありません。

【揺動・傾動・枢動】

「揺動」は機構学ではごく普通に用いられている語ですが、基本テキストでは、シーソーのように揺れ動かすと定義されています。どうも、この「シーソー」という言葉が使い方を難しくしているようです。シーソーなのだから、図1のような形態だけを揺動という、と思いつ込んでいる方も結構いらっしゃるようです。

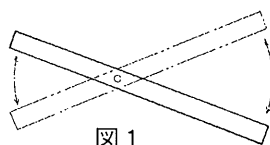


図1

しかし、機構学では、図2のような往復回転運動を揺動といい、部材の回転中心や向きは特に意識せずを用いてよいことになっています。

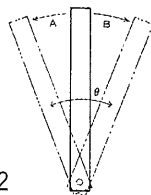


図2

ただ、揺動角度 θ が90度を超えると、回転という雰囲気が出てきますので、「回動」を使ったほうがじっくりとくることが多いものです。

なお、「揺動」は通常「swing」と

英訳しますが、揺動角度が小さく、動きが高速の場合、「oscillate」を用いることがあります。また、「揺動可能に」は「swingably」です。

「傾動(tilt)」は一方向に傾いて動くことをいいます。例えば図2で、部材をA方向又はB方向のどちらかだけに動かしたとき、その動きを「傾動」といいます。

方向性のある語ですから、「傾動可能(tiltable)」は「揺動可能」に比べてあまり使用されません。

また、「傾く」という語感から、真っ直ぐな状態からの動き、又は、水平状態からの動きに「傾動」が使われる傾向にあります。では、図3のような場合は、どのようにいえばよいのでしょうか。

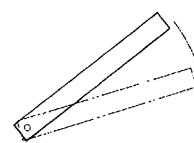


図3

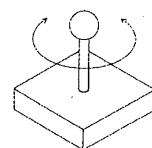


図4

この場合「傾動」でもよいのですが、「枢動」ということがあります。

「枢動」は平面の動きのみならず、図4のジョイスティックのような立体的な動き、いわゆる球面運動も含まれます。英語の「pivotally(枢軸的な) move」が由来と思われます。

もっとも、この「枢動」は基本テキストや他の用語集にも載っていない極めてマイナーな言葉ですから、請求の範囲では使用しないほうがよいでしょう。以上

(※ご注意)

「特許明細書・用語考」の内容は創英国際特許法律事務所の統一した見解ではなく、名古屋の私見によるものである点、ご了承ください。